

改正後	改正前
<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -貨物関係手続-</p> <p>第1章 貨物積卸等関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムを使用して海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</li> <li>関税法第15条(入港手続)及び第20条(不開港への出入)に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続</li> <li>関税法第34条(記帳義務)及び関税法施行令第29条の2(記帳事項)に規定する外国貿易船から船卸しされた外国貨物について船卸しから最初の保税地域に搬入されるまでの記帳事項に係る手続</li> <li>関税法第16条(貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸に係る手続</li> <li>関税法第19条(開庁時間外の貨物の積卸し)に規定する時間外積卸に係る手続</li> <li>関税法第21条(外国貨物の仮陸揚)に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続</li> <li>コンテナ条約特例法施行令第2条(コンテナの輸入又は輸出の手続)に規定するコンテナの輸入又は輸出に係る手続</li> </ul> <p>第1節から第7節まで (省略)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続</p> <p>システムに貨物情報が登録されている貨物について、システムに参加している保税地域又は税関により他所蔵置許可の旨がシステムに登録された場所(以下この章において「システム参加保税地域等」という。)における関税法第32条(見本の一時持出)、関税法第34条(記帳義務)、関税法第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)及び関税法第40条(貨物の取扱い)に規定する貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <p>第1節及び第2節 (省略)</p> <p>第3節 貨物の搬入関係手続</p> <p>システム参加保税地域等に到着した外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入する場合の手続は、この節の定めるところによる。保税地域の倉主等(他所蔵置場所にあつては、他所蔵置許可を受けた者)は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この章において「搬入確認登録」という。)する。なお、搬入確認情報をシステムに登録した貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等)の税関への提出については、事故等の確認のため税関が求めたものを除き提出を要しない。また、混載貨物について混載仕分けが完了した場合についても、その結果をこの節の定めるところによりシステムに登録(以下この章において「混載仕分確認登録」という。)する。ただし、外国貿易船より船卸しされたコンテナ貨物をシステム参加保税地域に直接搬入したときは、この節によることなく、第1章第3節1(船卸確認登録)による。</p> <p>1から12まで (省略)</p> <p>13 システム外CY搬入確認(B/L単位)(事前登録)</p> <p>(1) 業務対象</p> <p>「システム外CY搬入確認(B/L単位)(事前登録)」業務(業務コード:CYD01)は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸貨物を内蔵したコンテナの一括搬入確認登録の前に、事前登録(B/L単位)する貨物を対象とする。なお、システムから配信される民間管理資料を関税法第34条(記帳義務)に規定する帳簿として利用する場合は、後記14(システム外CY搬入確認(一括搬入))で反映される入港年月日、搬入年月日、搬入時刻を除き、本業務で入力しない項目は反映されないので留意すること。また、事故があつた場合は、後記(3)(訂正又は取消しの方法)により当該情報を取り消し、前記11(システム外CY搬入確認(B/L単位))により登録する必要がある。</p> <p>(2) から(4)まで (省略)</p> <p>14及び15 (省略)</p> <p>第4節から第11節まで (省略)</p> <p>第3章 (省略)</p>	<p>「電算関係税関業務事務処理要領」(税関手続関連 海上編) -貨物関係手続-</p> <p>第1章 貨物積卸等関係手続</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>システムを使用して海上貨物に係る次の手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</li> <li>関税法第15条(入港手続)及び第20条(不開港への出入)に規定する税関に報告すべき積荷に関する事項に係る手続</li> <li>関税法第34条の2(記帳義務)及び関税法施行令第29条の2(記帳事項)に規定する外国貿易船から船卸しされた外国貨物について船卸しから最初の保税地域に搬入されるまでの記帳事項に係る手続</li> <li>関税法第16条(貨物の積卸し)に規定する貨物の積卸に係る手続</li> <li>関税法第19条(開庁時間外の貨物の積卸し)に規定する時間外積卸に係る手続</li> <li>関税法第21条(外国貨物の仮陸揚)に規定する外国貨物の仮陸揚に係る手続</li> <li>コンテナ条約特例法施行令第2条(コンテナの輸入又は輸出の手続)に規定するコンテナの輸入又は輸出に係る手続</li> </ul> <p>第1節から第7節まで (同左)</p> <p>第2章 貨物管理関係手続</p> <p>システムに貨物情報が登録されている貨物について、システムに参加している保税地域又は税関により他所蔵置許可の旨がシステムに登録された場所(以下この章において「システム参加保税地域等」という。)における関税法第32条(見本の一時持出)、関税法第34条の2(記帳義務)、関税法第36条第2項(保税地域についての規定の準用等)及び関税法第40条(貨物の取扱い)に規定する貨物管理に係る手続を行う場合は、この章の定めるところによる。</p> <p>第1節及び第2節 (同左)</p> <p>第3節 貨物の搬入関係手続</p> <p>システム参加保税地域等に到着した外国貨物又は輸出しようとする貨物を搬入する場合の手続は、この節の定めるところによる。保税地域の倉主等(他所蔵置場所にあつては、他所蔵置許可を受けた者)は、搬入貨物の個数、事故の有無等を確認し、その結果をシステムに登録(以下この章において「搬入確認登録」という。)する。なお、搬入確認情報をシステムに登録した貨物に係る搬入関係書類(船卸票若しくはこれに代わる書類又は保税運送承認書写し等)の税関への提出については、事故等の確認のため税関が求めたものを除き提出を要しない。また、混載貨物について混載仕分けが完了した場合についても、その結果をこの節の定めるところによりシステムに登録(以下この章において「混載仕分確認登録」という。)する。ただし、外国貿易船より船卸しされたコンテナ貨物をシステム参加保税地域に直接搬入したときは、この節によることなく、第1章第3節1(船卸確認登録)による。</p> <p>1から12まで (同左)</p> <p>13 システム外CY搬入確認(B/L単位)(事前登録)</p> <p>(1) 業務対象</p> <p>「システム外CY搬入確認(B/L単位)(事前登録)」業務(業務コード:CYD01)は、貨物情報が登録されていない輸入貨物又は仮陸貨物を内蔵したコンテナの一括搬入確認登録の前に、事前登録(B/L単位)する貨物を対象とする。なお、システムから配信される民間管理資料を関税法第34条の2(記帳義務)に規定する帳簿として利用する場合は、後記14(システム外CY搬入確認(一括搬入))で反映される入港年月日、搬入年月日、搬入時刻を除き、本業務で入力しない項目は反映されないので留意すること。また、事故があつた場合は、後記(3)(訂正又は取消しの方法)により当該情報を取り消し、前記11(システム外CY搬入確認(B/L単位))により登録する必要がある。</p> <p>(2) から(4)まで (同左)</p> <p>14及び15 (同左)</p> <p>第4節から第11節まで (同左)</p> <p>第3章 (同左)</p>